

高齢者・障害者相談

◇高齢者・障害者相談件数

(単位:件)

項目 年度	高齢者計	高齢者の内訳				障害者合計	
		寝たきり	認知症	虚弱	ひとり暮らし		
令和2年度	2,705	378	479	1,491	357	11,273 (6,730)	13,978
令和3年度	3,778	410	565	2,250	553	9,547 (5,184)	13,325
令和4年度	4,455	510	584	2,731	630	10,014 (4,674)	14,469
令和5年度	4,690	567	618	2,764	741	9,350 (4,535)	14,040
令和6年度	4,315	494	515	2,708	598	10,181 (5,418)	14,496

資料: 港南区高齢・障害支援課

* 障害者の()内は、障害者のうち精神障害者に関する件数です。

障害者福祉

◇手帳所持者数の推移

(各年度末現在)

年度	身体障害者手帳所持者数(人)	知的障害者療育手帳(愛の手帳)所持者数(人)	精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)
令和2年度	6,068	2,120	2,817
令和3年度	6,069	2,221	2,980
令和4年度	6,029	2,317	3,207
令和5年度	6,023	2,393	3,402
令和6年度	6,004	2,487	3,609

資料: 港南区高齢・障害支援課

◇自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

(各年度末現在)

年度	港南区(人)
令和2年度	4,849
令和3年度	4,599
令和4年度	4,821
令和5年度	4,967
令和6年度	5,138

資料: 港南区高齢・障害支援課

* 自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

◇手帳の種類

身体障害者手帳	
対象者	視覚、聴覚、肢体不自由等、身体に永続する障害がある方
障害者級	障害の程度によって1級から6級までに認定されます
知的障害者療育手帳(愛の手帳)	
対象者	児童相談所又は障害者更生相談所において、知的障害と判定された方
障害者級	障害の程度によって、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の4つに認定されます
精神障害者保健福祉手帳	
対象者	精神疾患を有する方のうち、精神障害(知的障害を除く)のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
障害者級	障害の程度によって1級から3級までに認定されます

資料: 港南区高齢・障害支援課

◇障害者総合支援法に基づくサービスの延べ支給決定者数

(各年度末現在)

年度	港南区(人)
令和2年度	4,269
令和3年度	4,402
令和4年度	4,445
令和5年度	4,522
令和6年度	4,734

資料: 港南区高齢・障害支援課

生活保護

生活保護は、資産や能力等の全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、自立を支援する制度です。

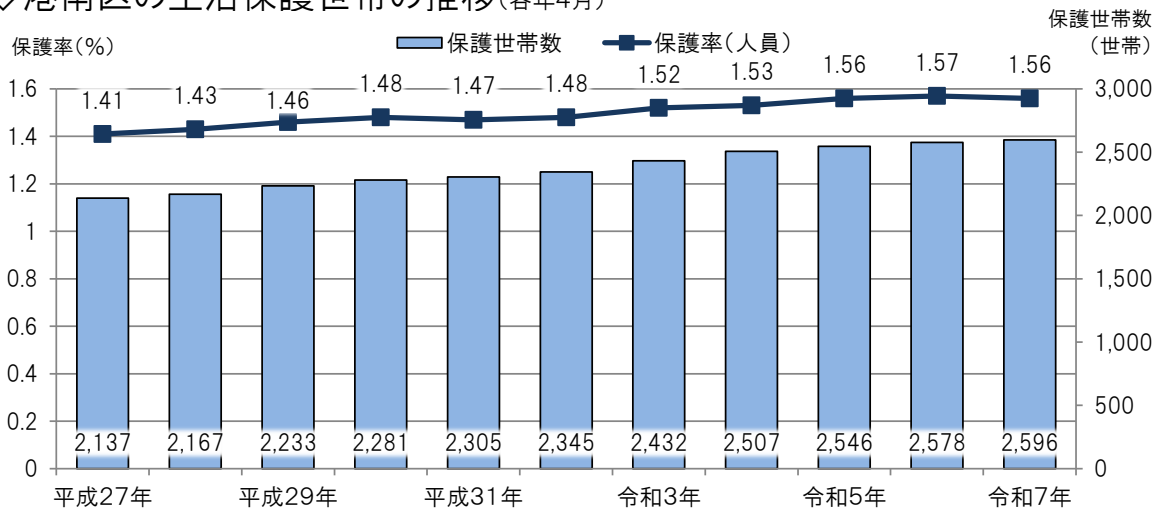
◇港南区の生活保護の推移

(各年4月)

	保護世帯 (世帯)	保護人員 (人)	保護率 (%)
令和2年	2,345	3,156	1.48
令和3年	2,432	3,259	1.52
令和4年	2,507	3,295	1.53
令和5年	2,546	3,337	1.56
令和6年	2,578	3,354	1.57
令和7年	2,596	3,289	1.56

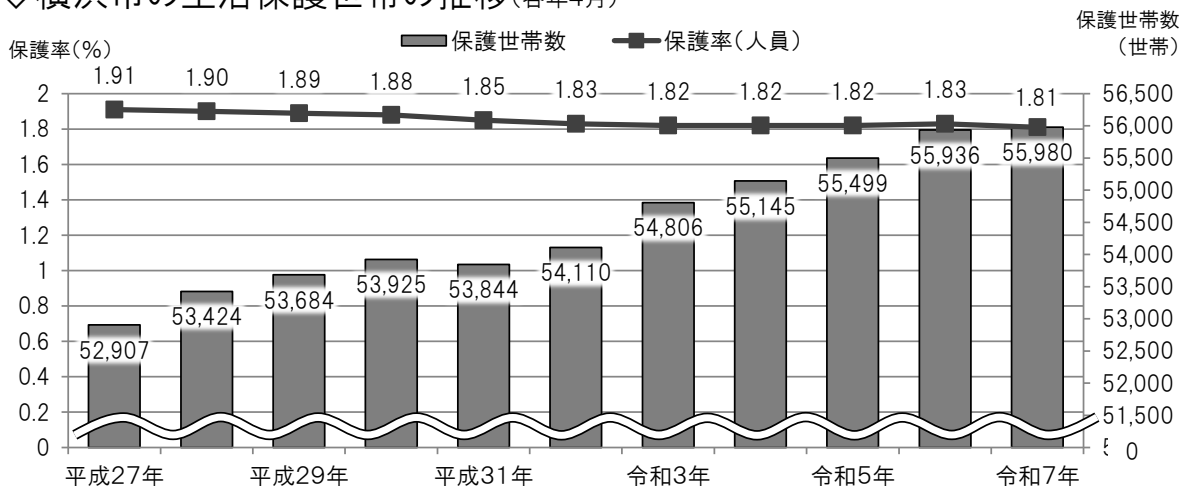
資料:生活保護統計月報

◇港南区の生活保護世帯の推移 (各年4月)



資料:生活保護統計月報

◇横浜市の生活保護世帯の推移 (各年4月)



資料:生活保護統計月報

保健

区内の主要死因分類をみると、上位から「がん」、「老衰」、「心疾患(高血圧性を除く)」、「脳血管疾患」などになっています。

◇港南区内男女別主要死因分類

(令和6年中・単位:人)

	男	女	計
がん	363	276	639
老衰	135	292	427
心疾患(高血圧性を除く)	218	171	389
脳血管疾患	86	70	156
誤嚥性肺炎	88	52	140
肺炎	63	41	104
不慮の事故	49	43	92
その他	386	284	670
合計	1,388	1,229	2,617

資料:医療局健康安全部健康安全課

◇横浜市内男女別主要死因分類

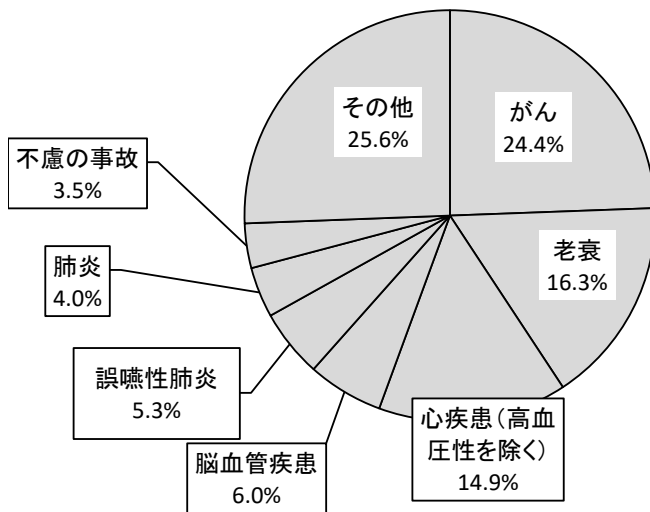
(令和6年中・単位:人)

	男	女	計
がん	5,852	4,212	10,064
老衰	2,099	4,598	6,697
心疾患(高血圧性を除く)	3,328	2,580	5,908
脳血管疾患	1,199	1,055	2,254
誤嚥性肺炎	1,093	672	1,765
肺炎	910	635	1,545
不慮の事故	793	629	1,422
その他	5,940	4,783	10,723
合計	21,214	19,164	40,378

資料:医療局健康安全部健康安全課

※順位は、厚生労働省「死因順位に用いる分類項目(令和6年)」による

◇港南区の主要死因の死亡状況



◇港南区内医療給付制度の窓口での申請受理件数

(令和6年度)

区分	申請件数(件)
育成医療(※3)	5
未熟児養育医療(※4)	36
小児慢性特定疾病医療(※5)	209
指定難病(※6)	1,040
総数	1,290

資料:港南区こども家庭支援課(指定難病以外) 高齢・障害支援課(指定難病件数)

- ※3:生まれつき又は病気などで身体に障害のある18歳未満の方が、その障害の除去・軽減が期待できる手術等の治療を、指定医療機関において行う場合に、医療費を一部公費で負担する制度です。
- ※4:出生時体重が2,000グラム以下か、生活力が特に薄弱で対象となる症状がある未熟児が、医師が入院療育を認め、指定療育医療機関に入院した場合に、医療費を公費負担する制度です。
- ※5:小児の慢性疾患のうち、厚生労働省が定めた788疾病に罹患した18歳未満のお子さん(継続の場合、20歳未満まで)の医療費を公費負担する制度です。
- ※6:指定難病(厚生労働省が指定する341の疾患)の患者さんの中で、認定基準を満たしている方を対象に、疾病の治療にかかる医療費の一部を助成する制度です。

◇港南区内医療施設・薬事施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	施設数(箇所)	
医療機関	病院(※1)	12
	一般診療所(※2)	193
	歯科診療所	106
医療施設関係	歯科技工所	30
	施術所 あんま等 柔道整復	137 60
薬事関係施設	薬局	101
	医薬品販売業	35
	薬局医薬品製造業	2
	高度管理医療機器販売業・貸与業	106
	管理医療機器販売業・貸与業	486
	毒物劇物販売業 再生医療等製品販売業	28 2

資料:港南区生活衛生課

※1:病院とはベッド数が20床以上の医療機関のこと。

※2:一般診療所とは入院施設が全くないかベッド数が19床以下の医療機関のこと。

生活衛生

◇旧食品衛生法の許可を要する施設数

(令和7年3月31日現在・単位:箇所)

業 種		営業施設数
営業許可総数		562
内 訳	飲食店	466
	菓子製造業	42
	魚介類販売業	15
	缶詰又はびん詰食品製造業	1
	喫茶店	16
	アイスクリーム類製造業	1
	食肉処理業	3
	食肉販売業	13
	豆腐製造業	1
	めん類製造業	3
	そうざい製造業	1

資料:港南区生活衛生課

◇改正食品衛生法の許可を要する施設数

(令和7年3月31日現在・単位:箇所)

業 種		営業施設数
営業許可総数		820
内 訳	飲食店営業	681
	調理の機能を有する自動販売機	4
	菓子製造業	76
	食肉販売業	19
	食肉処理業	1
	食肉製品製造業	1
	魚介類販売業	26
	そうざい製造業	5
	密封包装食品製造業	1
	液卵製造業	1
	漬物製造業	1
	食品の小分け業	3
	酒類製造業	1

資料:港南区生活衛生課

※平成30年6月の食品衛生法の改正により、旧法での許可と改正後の許可に分けて記載してあります

◇環境衛生営業施設数

(令和7年3月31日現在・単位:箇所)

区 分	施設数
旅館(ホテル含む)	3
興行場(映画館等)	4
公衆浴場	11
理容所	101
美容所	313
クリーニング所	62
プー ル	9
畜 舎 等	7

資料:港南区生活衛生課

◇特定建築物及び貯水槽水道施設数

(令和7年3月31日現在・単位:箇所)

区 分	施設数
特 定 建 築 物	32
専 用 水 道	5
簡 易 専 用 水 道	237
小規模受水槽水道 (8m ³ 超)	26
小規模受水槽水道 (8m ³ 以下)	234

資料:港南区生活衛生課

「特定建築物」とは…
延面積3,000m²以上の事務所・商業施設
等8,000m²以上の学校など、多くの人が利
用する建築物

◇犬の登録頭数の推移と増減頭数

(各年度3月31日現在・単位:頭)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録頭数	9,419	9,446	9,338	9,137	9,015	8,505
前年度比	△125	27	△108	△201	△122	△510

資料:港南区生活衛生課